

常陸太田市教育委員会定例会（6月）会議録

- 1 日 時 令和2年6月18日（木）午後2時00分
- 2 場 所 常陸太田市分庁舎 203・204 会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員（教育長職務代理者）中村 和幸
委員 安西 仁人
委員 谷下田 幹子
委員 萩谷 浩司
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育部長 武藤 範幸
教育総務課長 小泉 秀明
指導室長 佐藤 義明
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
文化課長 高橋 知之
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 高木 道安
学校給食センター所長 大畠 敬一
- 6 会議録署名委員 萩谷 浩司 委員
- 7 議 案
議案第 32 号 常陸太田市立学校管理規則の一部改正について
議案第 33 号 常陸太田市修学旅行取消料補助金交付要項の制定について
議案第 34 号 常陸太田市障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第 35 号 常陸太田市学校等給食費徴収規則の一部改正について
議案第 36 号 常陸太田市学校臨時休業対策費補助金交付要項の制定について
議案第 37 号 常陸太田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
報告第 2 号 令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係）の編成に対する意見の専決について
- 8 その他
令和2年第4回市議会定例会（6月定例会）一般質問要旨及び答弁要旨について
令和2年度学校経営概要及び令和2年度幼稚園要覧について
- 9 閉 会 （午後3時56分）

教育長

定刻になりましたので、ただ今から教育委員会6月定例会を開会します。

教育活動につきましては、日頃から大変お世話になっております。

市内の小中学校ですが、6月1日から段階的に教育活動についても再開し、今週から中学校の部活動も通常の活動時間行っているところです。

先週の木曜日、県北教育事務所の方から、自主活動訪問があり、金砂郷中学校、金砂郷小学校、郡戸小学校の4校訪問させていただきました。それぞれの学校でコロナ対応をしっかりと行いながら、授業を行っていましたが、換気のため、窓やドアを開けたままのため、エアコンの効きが悪く、部屋が冷えない中で授業をしていましたので、これからますます暑さが心配されるところです。

また、熱中症対策も同時に行わなければならない、マスク着用については、国の方からも通知がきておりますが、学校の方でも適宜対応していかなければならないと思います。

話はかわりますが、6月1日から12日まで、6月市議会定例会がありました。今回の一般質問ですが、5人の議員が一般質問されましたが、このうち4人の議員から、市内の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する内容と、GIGAスクール構想について質問がございました。

また教育委員会関係の補正予算については、会議を招集する時間がございませんでしたので、専決処分させていただいたところです。

県においては、ステージ1に移行したことに伴い、教育委員会の施設についても、感染対策を講じてきたところですが、その他でそれぞれ報告いただきたいと思います。

本日の出席委員ですが、全員出席となっております。事務局職員の方も、全員出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

会議録署名委員には萩谷委員にお願いをいたします。

本日の議案ですが、事前に配布しております日程表のとおり、6件の議案と1件の報告がございます。

また、その他といたしまして、各教育委員会から、施設の状況について報告がございます。それでは早速議事に移りたいと思います。

議案第32号「常陸太田市立学校管理規則の一部改正について」、事務局から説明願います。

教育部長

1ページをご覧ください。

提案者に代わり、ご説明申し上げます。

議案第32号「常陸太田市立学校管理規則の一部改正について」でござ

います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大による、学校の長期にわたる臨時休業に伴い、本年度における児童・生徒の学びの保障のため、授業時数を確保する必要があることから、本規則の一部改正を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

先月の「本定例会」においても「学校再開及び再開後の対応」についてご報告をいたしました。今回の改正のポイントは、「本年度に限る」として3点ございます。

まず1点目は、「第2項」にございますように、学期を「2学期」とし、前期を「4月1日から10月11日まで」、後期を「10月12日から3月31日まで」とするものです。

2学期制により、児童生徒の学習の区切りとなる、学期の期間を長く確保することで、確かな学習の保障と学習評価、いわゆる通知表の評定を、丁寧に行えることとなります。

2点目は、「第3項の(5)」にございますように、「夏季休業日」を、従来の「7月21日から8月31日」までを「8月8日から8月16日」までの「9日間」といたします。

3点目は、記載はございませんが「創立記念日」の取り扱いでございます。改正前の規則におきましては、「創立記念日」は学校休業日としてございましたが、授業時数確保のため、6月以降の創立記念日は「登校日(授業日)」とするものでございます。

以上3点でございますが、繰り返しとなりますが、今回の改正は、令和2年度における特例といたしまして、附則の中で規定するものでございます。

最後に、附則の第1、施行期日でございますが、この規則は、令和2年6月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について何か質疑等がありますか。

特にないようですので、議案第32号「常陸太田市立学校管理規則の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。

続いて、議案第33号「常陸太田市修学旅行取消料補助金交付要項の制定について」を議案といたします。事務局から説明願います。

教育部長

4 ページをご覧ください。

提案者に代わり、ご説明申し上げます。

議案第 33 号「常陸太田市修学旅行取消料補助金交付要項の制定について」でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、修学旅行を延期した場合に発生した経費（キャンセル料）について、保護者の負担軽減のため、本要項を制定するものでございます。

5 ページをご覧ください。

交付要項でございますが、第 1 条は目的。第 2 条は定義で、この要項の「修学旅行」とは、学校が教育課程に基づき実施するものでございます。第 3 条は補助対象経費で、修学旅行の延期に伴う取消料としてございます。第 4 条は補助金の額で、予算の範囲内で補助対象経費の全額を補助するものでございます。第 5 条は補助対象者で、修学旅行を実施する学校に在籍する中学 3 年生の保護者、及び引率の教職員でございます。

第 6 条から第 10 条は、具体的な手続きに関する規定でございますが、補助金の交付申請、補助金の交付決定、補助金の請求及び交付、旅行者等への補助金受領の委任、交付決定の取り消し等でございます。そして、第 11 条でその他を規定しております。

附則でございますが、この告示は、公布の日から施行し、4 月 1 日から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に効力を失う旨、規定するものでございます。

なお、本年度に発生する取消料と補助金につきましては、後ほどの、令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算、第 2 号の中で、その内容等について説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について何か質疑等はございますか。

特にないようですので、議案第 33 号「常陸太田市修学旅行取消料補助金交付要項の制定について」は、議決いただいたことといたします。

続いて、議案第 34 号「常陸太田市障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議案といたします。事務局から説明願います。

教育部長

10 ページをご覧ください。

提案者に代わり、ご説明申し上げます。

議案第 34 号「常陸太田市 障害児 就学指導委員会 委員の委嘱について」でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、後任の委員を委嘱するため、提案するものでございます。

	<p>11 ページをご覧ください。</p> <p>参考として、「常陸太田市障害児就学指導委員会条例施行規則」でございまして、下段の「別表」の中で、選出区分及び定数として、医師2名。教育職員8名。児童福祉施設等の職員2名。学識経験者1名の合計13名としてございまして、10 ページにお戻りいただきまして、選出区分及び定数に基づき、表の委員をそれぞれ再任、新任として委嘱するものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について何か質疑等はございますか。</p> <p>特にないようですので、議案第34号「常陸太田市障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、議決いただいたことといたします。</p> <p>続いて、議案第35号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の一部改正について」を議案といたします。事務局から説明願います。</p>
教育部長	<p>12 ページをご覧ください。</p> <p>提案者に代わり、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第35号「常陸太田市学校等給食費 徴収規則の一部改正について」でございます。</p> <p>提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業に伴い、先ほどの議案第32号においてご承認をいただきました、本年度の夏季休業日の短縮により、8月における授業日において、給食を提供するため、本規則の一部改正を行うものでございます。</p> <p>13 ページをご覧ください。</p> <p>附則の第4として、令和2年度における8月分の給食費の額の特例といたしまして、本年度に限り8月分の給食費を徴収するため、他の月と同じ月額で、表を加えるものでございます。</p> <p>附則でございますが、この規則は公布の日から施行するものでございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について何か質疑等はございますか。</p>
安西委員	<p>他の月と同じ額なのか。</p>
教育部長	<p>規則の中で、児童生徒は1/2となっているので、通常と同じ額となる。</p> <p>特別支援学校については、8月は1日から23日まで休みで、24日からの6日間となるので、15日以上連続した欠勤があった場合、3/4免除の1/4となり、規則と同じ額となる。</p>
安西委員	<p>日割りではないのか。</p>
教育部長	<p>日割りになると、現在の額より高くなってしまう。</p>

教育長

他にないようですので、議案第 35 号「常陸太田市学校等給食費 徴収規則の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。

続いて、議案第 36 号「常陸太田市学校臨時休業対策費補助金交付要項の制定について」を議案といたします。事務局から説明願います。

教育部長

15 ページをご覧ください。

提案者に代わり、ご説明申し上げます。

議案第 36 号「常陸太田市学校臨時休業対策費補助金交付要項の制定について」でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業により、影響を受けた学校給食 食材納入業者等に対し補助することにより、継続的な学校給食の安定供給を図るため、本要項を提案するものでございます。

16 ページをご覧ください。

第 1 条は目的。

第 2 条は定義で、カッコの中にございますように、今回の臨時休業とは、全国一斉に学校が臨時休業となった令和 2 年 3 月 2 日から春季休業の開始日の前日までの間、いわゆる、令和元年度中の臨時休業中が対象となるものでございまして、このことは、国の補助要項に基づくものでございます。

第 3 条は補助対象等でございまして、恐れ入りますが、19 ページをご覧くださいと存じます、「補助対象者」は、公益財団法人茨城県学校給食会、及び、売買契約を結んだ食材納入業者、「補助対象経費」は、業者が準備したにもかかわらず、給食センターに納入できなかった食材費。また、食材に係り違約金相当額でございまして、補助対象経費は 10 分の 10 でございます。

恐れ入りますが、16 ページにお戻りいただきたいと存じます。

第 4 条は補助金の交付申請で、以降、第 5 条から 17 ページの最下段第 11 条までについては、事業執行にかかり必要な各種申請等の条文でございます。

18 ページ、附則でございますが、施行日は令和 2 年 6 月 1 2 日でございます。また、今年度末の令和 3 年 3 月 3 1 日をもって効力を失うこととしてございます。

なお、本補助要項に基づく、補助金の額及び歳入等の予算につきましては、後ほどの、令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算、第 2 号の中で、その内容等について説明をさせていただきます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
安西委員	4月と5月については、別の方から補助が出るのか。
教育部長	<p>食材を廃棄したものについては補助がないが、用意したものは、他に使ってもらったり、転売しているため、無駄になった食材はない。</p> <p>学校給食会については、主食のパンや米など、主食の業者については、従業員を雇うための加工賃としており、これについては業者が支払わなければならないので、確定次第対応したい。3月については、国の学校給食会の方から県や市町村におりてきているが、4月以降学校給食会では対応しないため、都道府県で対応してくださいと話が出ている。</p>
中村委員	野菜について、給食だけ専門に作っているところはあるのか。
教育部長	<p>里美の給食センターで以前実施していたが、合併後常陸太田市全体で賄えないため終了した。</p> <p>地産地消の観点から市内の野菜については、JAを通して学校給食センターに月2回入札した場合、万一入札して他の業者が高かった場合でも、市内の農家が作った野菜を仕入れることとし、9月の予算でも計上している。</p> <p>今回の補助対象となったのは、主食の加工賃と人件費、米粉パンを作っているお店、たまねぎを仕入れているストアや商店が対象となっている。</p> <p>また牛乳については、国がJミルクに対し補助をして、全国の小中学校等で、臨時登校していた学校に対し、牛乳を無償で配布する通知があり、5月中小学校に牛乳を2回配布した。</p>
教育長	<p>他にないようですので、議案第36号「常陸太田市学校臨時休業対策費補助金交付要項の制定について」は、議決いただいたことといたします。</p> <p>続いて、議案第37号「常陸太田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議案といたします。事務局から説明願います。</p>
教育部長	<p>27ページをご覧ください。</p> <p>提案者に代わり、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第37号「常陸太田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。</p> <p>提案理由でございますが、常陸太田市学校給食センター運営委員会委員の異動に伴い、その後任者を委嘱するため、提案するものでございます。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>委員の異動に伴い、表にあります委員を、それぞれ後任者として委嘱するものでございまして、任期は前任者の残任期間の、令和3年3月31日まででございます。</p> <p>なお、資料に記載はございませんが、今回の委嘱者は、</p>

	<p>委員数全 14 名のうちの、10 名でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について何か質疑等がありますか。</p> <p>なければ、議案第 37 号「常陸太田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>続いて、報告第 2 号「令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 2 号）（教育費関係）の編成に対する意見の専決について」を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
教育部長	<p>29 ページをご覧ください。</p> <p>提案者に代わり、ご説明申し上げます。</p> <p>報告第 2 号「令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 2 号）（教育費関係）の編成に対する意見の専決について」ご報告いたします。</p> <p>30 ページをご覧ください。</p> <p>「専決処分書」の写しがございます。</p> <p>学校管理費に係る委託料等の予算措置についての意見について、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認めるので、常陸太田市教育委員会事務決裁規程第 2 条第 1 項に規定により、下記予算に対する同意を専決処分する。</p> <p>令和 2 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 2 号）（教育費関係） 令和 2 年 6 月 1 日、常陸太田市教育委員会、教育長名。</p> <p>こちらの補正予算につきましては、6 月 12 日の「令和 2 年第 4 回市議会定例会閉会日」におきまして、原案可決をいただいたところでございます。</p> <p>補正予算の内容でございますが、 まず、33 ページをご覧ください。</p> <p>市全体の補正予算でございますが、第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1 億 8100 万円を追加し、総額を 311 億 8809 万 4 千円としたものでございます。</p> <p>34 ページは「歳入」で、35 ページが「歳出」でございまして、最下段の「教育費」につきましては、補正額として 1 億 4283 万 1 千円を追加し、計 33 億 9955 万 8 千円としたものでございます。</p> <p>教育費の補正の内容につきましては、多岐にわたるため、恐れ入りますが、別添の A3 横長の資料「令和 2 年第 4 回市議会定例会議案第 43 号資料令和 2 年度一般会計第 2 回補正予算概要」をご覧ください。</p> <p>恐れ入りますが「教育費」関係のみの説明とさせていただきます。</p> <p>まず、新型コロナウイルス感染症対策関連 追加補正の、NO 3、「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」でございます。</p>

学校管理費として、小学校は87,841千円、中学校は58,774千円、それぞれ追加するものでございます。

内容でございますが、右側の「事業内容欄」をご覧いただきたいと存じます。

臨時休校等の緊急時においても、学校と児童生徒がICTを活用し、各家庭等の遠隔でも、双方向性により学びが続けられる環境を整備するもので、①が、コンピュータ端末の整備で、児童生徒に1人1台及び教師用として、各教室に1台を整備するものでございます。

②は、各家庭において、インターネット等のコンピュータを使える環境の無い児童生徒に対し、ネット環境が使えるよう、貸与用のモバイルルータを整備するものでございます。

③は、各小中学校において、遠隔授業等の際に使用する、カメラやマイク等を整備するものでございます。

④は、小中学校の各教室において使用する、電子黒板を整備するものでございます。

⑤は、小中学校の各教室において、インターネットがストレスなく使える環境とするため、アクセスポイントを整備するものでございます。

これらの整備により、繰り返しになりますが、学校並びに教師と児童生徒がICTを活用し、各家庭等の遠隔でも、双方向性により学びが続けられこととなるものでございます。

なお、本事業に対する財源でございますが、表の中程の欄の補助率等の欄に記載がありますが、児童生徒1人1台のコンピュータ整備については、1台あたり4万5千円。モバイルルータ及びカメラ・マイクについては、ご覧の額が、国から補助金で、それ以外の費用につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

また、恐れ入りますが、資料本編の36ページをご覧いただきたいと存じます。

債務負担行為でございますが、ただいまのGIGAスクール構想にかかるコンピュータの借上料及び保守業務につきまして、令和3年度から令和7年度まで、計、3億3千984万円になりますが、債務負担を設定するものでございます。

恐れ入りますが、A3横長の資料にお戻りいただきたいと存じます。

GIGAスクールの下、N04になりますが、先ほどの議案第33号にかかる補正で、修学旅行中止等に伴うキャンセル料支援でございます。

事業内容の欄の(1)、対象者でございますように、現在までに修学旅行

を延期し、キャンセル料が発生している学校は、太田中学校と峰山中学校の2校、保護者144名でございまして、キャンセル料564千円を補助するもので、財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、その下、N05になりますが、先ほどの議案第36号にかかる補正で、学校給食事業者に対する補助でございます。

事業内容の欄の(1)、対象者は、4事業者で(2)、補助対象経費は令和2年3月分として発注した食材費及び加工費で、補助額は、予算措置欄にございますように、計2,139千円でございます。

次に、事業中止等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業費へ組み替える予算でございます。

恐れ入れますが、A3横長資料の2枚目をご覧くださいと存じます。

N05、中学生海外派遣・余姚市青少年交流団受け入れ事業でございます。

本年7月から8月にかけて実施予定でありました、当該事業につきましては、余姚市との調整の結果、中止としたもので、5,946千円を減額補正するものでございます。

N06は、関東スポーツ推進委員 研究大会でございます。

本年6月12日及び13日に、つくば市において開催予定であった、当該研究大会が中止になったことによるもので、190千円の減額補正でございます。

N07は、健康スポーツチャレンジデーでございます。

本年5月27日に開催予定でありました、当該事業が中止となったことによるもので、351千円の減額補正でございます。

報告第2号、補正予算の編成に対する意見の専決については、以上でございます。

<p>教育長</p>	<p>それでは、本日予定しておりました議案はすべて終了となりました。 続いて次第の7、「その他」に移ります。 はじめに、令和2年第4回市議会定例会（6月定例会）一般質問要旨及び答弁要旨について報告いたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>別紙、教育委員会関連一般質問要旨及び答弁要旨報告。</p>
<p>各所属課長</p>	<p>各教育委員会所管から施設の状況等について報告。</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりを見て、コロナ対策を実施していることが分かった。 ・マスク着用のガイドラインを作って欲しい。 ・熱中症は夜間でも発生するので、十分に気をつける必要がある。 ・登下校時において日傘をさせば、距離がとれるためマスクを外せる。

教育総務課

次回教育委員会定例会（7月）日程について

日時 令和2年7月22日（水）午後2時00分

場所 常陸太田市役所分庁舎 203・204 会議室